

佐賀銀行社会福祉基金 助成金申請要領

(事業の目的)

第1条 当該事業は、佐賀県内の福祉団体等の活動を支援することで、佐賀県内における社会福祉の充実を図ることを目的とする。

(申請者の資格)

第2条 原則として佐賀県内に在籍する民間の団体とする。

(申請期間)

第3条 原則として毎年11月1日～翌年1月31日までとする。

(申請の方法)

第4条 助成金交付申請書(別紙1)及び助成事業計画書(別紙2)に必要な事項を記入し、定款、会則、役員名簿その他必要書類を当基金に提出または郵送するものとする。
なお、提出された書類等は返却しないものとする。

(助成金の対象となる事業)

第5条 対象となる事業は原則として佐賀県内における以下の事業とする。

- (1) 高齢者、心身障害者等の助成・援助に関する事業
- (2) 青少年の健全な育成に対する助成に関する事業
- (3) その他上記に準じる事業

(助成金の対象とならない事業)

第6条 対象とならない事業は以下の事業とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動または宗教活動に関する事業
- (3) 公共の安全および秩序または善良な風俗を害する事業またはその恐れのある事業
- (4) 同一年度内に同一内容につき、他の助成金制度により助成金を受けている事業
- (5) その他上記に準じる事業

(助成金)

第7条 各事業に対する助成金額は、活動の実績等に基づいて算定するものとし、原則10万円を限度とする。

(選考)

第8条 申請書の受付締切後、当基金において厳正に審査選考するものとする。

(助成金交付の決定)

第9条 選考結果および給付金額については申請者に連絡するものとする。

(助成事業完了報告書)

第10条 助成事業が完了した場合は、事業完了後1ヶ月以内に助成事業完了報告書(別紙3)の提出を求めるものとする。

(助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた団体が次の各号に該当する場合は、助成金の一部又は全部の交付の決定を取り消し、助成金を返還させることができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込がなくなると認められた場合
- (4) 交付された助成金を当該助成事業以外に流用した場合
- (5) 当該助成事業計画を基金の承認なく変更した場合
- (6) その他助成金交付の条件等に違反したと認められた場合

附則 この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

以上

(別紙1)

助成金交付申請書

一般財団法人 佐賀銀行 社会福祉基金 御中		令和 年 月 日		
施設 (団体) 名 代表者 職・氏名		印		
施設 (団体) の <small>フリガナ</small> 名称				
施設 (団体) の <small>フリガナ</small> 所在地	〒	定員 (会員)	名	
事務責任者 (送付先) の住所・氏名・電話	〒 () -	職員数	名	
団体の沿革				
活動実績				
財政状況	令和3年度決算		令和4年度決算	
	総収入	円	総収入	円
		内 自己資金	円	内 自己資金
	総支出	円	総支出	円
助成事業により実施する事業の具体的内容				
助成希望理由				
他の助成金制度の利用	有(名称: 金額: 円)・無			
助成希望金額	円			
備考	※: 申請時には定款、会則、役員名簿、その他必要書類を提出してください。 ※: 申請時には別紙2の助成事業計画書を提出してください。 ※: 事業完了後1ヶ月以内に別紙3の助成事業完了報告書を提出してください。 ※: 他の助成金制度を利用している場合は、本件と重複していないか申請内容を明確に記載して提出してください。(申請要領第6条参照)			

助成事業計画書

1. 助成事業名

2. 事業の目的

3. 事業の内容

4. 収支予算

収 入			支 出		
費 目	金 額	内 訳	費 目	金 額	内 訳
会 費 収 入			諸 謝 金		
事 業 収 入			旅 費 交 通 費		
寄 付 金 等 収 入			物 件 費		
当 財 団 助 成 金 収 入			会 議 費		
そ の 他 助 成 金 収 入			そ の 他		
合 計		円	合 計		円
			助 成 対 象 経 費		円

(注) 1. 団体全体の収支予算ではなく、助成対象事業の収支予算をご記入ください。

2. 対象費目については、下記のとおりです。

- <収入>
- ・会費収入 : 団体を構成している会員よりの年間会費等
 - ・事業収入 : イベント等の参加費、物品の販売収入等
 - ・寄付金等収入 : 公的機関・民間団体等・個人等からの助成金・寄付金・賛助金等
 - ・助成金収入 : 佐賀銀行社会福祉基金からの助成金

- <支出>
- ・諸謝金 : 講師・医師等への謝金
 - ・旅費交通費 : 大会、研修会等の旅費、交通費
 - ・物件費 : 機材購入、ポスター・パンフレット印刷費等
 - ・会議費 : 会場借用料

以 上

令和 年度助成事業完了報告書

一般財団法人 佐賀銀行社会福祉基金 御中

施設(団体)所在地
施設(団体)名
代表者職・氏名 印

貴財団の助成事業は、 年 月 日に下記のとおり完了しましたので、「佐賀銀行社会福祉基金 助成金申請要領」第10条の規定により報告いたします。

記

1. 助成事業名

2. 収支実績

収 入			支 出		
費 目	金 額	内 訳	費 目	金 額	内 訳
会 費 収 入			諸 謝 金		
事 業 収 入			旅 費 交 通 費		
寄 付 金 等 収 入			物 件 費		
当財団助成金 収 入			会 議 費		
その他助成金 収 入			その他		
合 計		円	合 計		円
			助成対象経費		円

(注) 1. 団体全体の収支実績ではなく、助成対象事業の収支実績をご記入ください。

2. 対象費目については、下記のとおりです。

- <収入>
- ・会費収入 : 団体を構成している会員よりの年間会費等
 - ・事業収入 : イベント等の参加費、物品の販売収入等
 - ・寄付金等収入 : 公的機関・民間団体等・個人等からの助成金・寄付金・賛助金等
 - ・助成金収入 : 佐賀銀行社会福祉基金からの助成金

- <支出>
- ・諸謝金 : 講師・医師等への謝金
 - ・旅費交通費 : 大会、研修会等の旅費、交通費
 - ・物件費 : 機材購入、ポスター・パンフレット印刷費等
 - ・会議費 : 会場借用料

以 上